最近策定された第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)に関するヒアリング結果概要

ニホンザルについて第二種特定鳥獣管理計画が、最近策定された福井県(平成27年10月策定)及び山口県(平成28年3月策定)の計画を策定した部署の担当者を対象に、特定計画策定の経緯や計画の内容、計画策定の効果、課題などについてヒアリングした結果の概要を整理した。

## I. 福井県(農林水産部地域農業課)

#### 1. 特定計画の策定経緯

1980 年代より嶺南地域ではサル被害が発生しており、2007 年までは個々の捕獲による対応を実施。その後、2009 年から嶺北地域でも被害が発生するようになり、住民からの要望に併せて県議会でも取り上げられるようになった。H23(2011)年より計画検討を開始し、H24(2012)年から調査を実施し、H26(2014)に特定計画案を作成し、H27(2015)年に策定した。

ニホンザルの農作物被害量は、統計上は減少傾向にあるが、生活環境被害や家庭菜園における被害など被害算定に載らない報告は増加している。

#### 2. ニホンザルの群れの把握状況

H24 (2012) 年から実施した出没カレンダー調査や個体カウントの結果から各群れの個体数の情報は県が所有している。把握しているのは被害を発生させている群れで、山奥にいる群れは推定にとどまっている。県だけでは予算の関係から全ての群れの把握はできないので、今後は市町でも交付金や市単予算を使って個体数調査を実施してもらう。嶺南の広域協議会(6市町)では行動圏調査を過去に実施した例もある。

## 3. 計画の内容

### 3-1. 目標及び目標達成のための基本的姿勢

県内に生息する群れのうち、加害度の高い(加害レベル13, 4)34群のうち17群(50%)を加害レベル2以下に下げることを目標としている。ただし、どの群れかの指定はしておらず、市町が対象群れを決定し、県は対策を支援する。

### 3-2. 管理方針

群れの管理方針は、市町で作成する「ニホンザル地域実施計画」に基づく(ニホンザル地域実施計画策定マニュアルによる県の支援あり)。個体数調整を実施する場合には、県(農林総合事務所及び地域農業課)の確認の他、更に専門家委員会で承認を受ける。

地域実施計画の策定状況は策定済が1市、検討中が2市町である(いずれも嶺北地域)。以前から被害が発生し有害捕獲を実施してきた嶺南地域よりも、最近被害が出始めた嶺北地域で策定が進みやすい傾向がある。地域実施計画を策定することのインセンティブを市町に示す必要がある。また、市町を跨いで分布する群れについては、嶺南地域6市町の広域協議会があるので、県の出先機関(農

<sup>1</sup>加害レベル: 群れの加害レベルの判定基準表は、専門家の意見に基づいて作成し、特定計画に載せた各群れの加害レベルは、県が出没・被害状況を勘案して決定した。ただし、状況は日々変化するので、その後の変化は市町が出没・被害の情報に基づいて評価する。

林総合事務所)を中心に対策を検討している。嶺北地域に広域協議会はないが、現地指導チーム2が 中心となって対策を検討している。

# 3-3. 被害対策及び個体数管理

被害対策の実施主体である市町が特措法の交付金を用いて実施している。最も多くの市町で実施 されている追い払いは個々に住民が実施しているところが多い。

捕獲の実施主体はほとんどが猟友会で、捕獲手法は銃とわなが半々。H26 (2014) 年ころから交付金を使った大型捕獲檻による捕獲が一時増えたが、その後捕獲数が増えているわけではない。ICT を使った捕獲檻で最初のうちはよく入るが、一度捕獲されるとその後はなかなか捕獲されなくなる。今は、据え置き型でも小型檻の方が捕獲率良く、運用もしやすいので指導の中心は小型檻である。

## 3-4. 個体数調整

計画策定後、個体数調整の実績はまだない。

選択捕獲は、県の事業として H25 (2013) ~H27 (2015) 年に実証試験として実施した。今後は 市町でも実施してもらえるように県の支援策を検討している。檻で捕獲した個体は首輪を装着し、 群れの追跡もできるようステップアップしていけるよう指導する。

## 3-5. モニタリング

県内全域での出没情報を共有するため、来年度の事業で、サル出没情報収集システムの構築を予定している。三重県のサルどこネットによる取り組みを参考に、電波発信機を県で装着し(余力のある市町は独自に装着)、市町職員や住民が受信機を持って群れの位置情報を調べ、メールで住民に配信するシステム。位置情報の取得は市町や集落で対応していくことを検討しており、発信機の更新や行動域分析は県が担う。

## 3-6. 実施体制

現地指導者の育成事業として、地域農業課で地域リーダー育成研修会を年4~5回開催しており、 出先機関でも開催している。

地域実施計画を策定した市については、これまで捕獲手法が確立していなかったことや、止め差しを捕獲従事者が嫌うなどで有害捕獲も実施されてこなかったが、いずれ捕獲を実施することになる。その際には小型檻を設置して管理を住民に依頼するほか、地域住民を対象とした捕獲研修を来年度に実施する予定。また、サル用複合柵の設置を推進し、柵の管理や設置方法を徹底指導することにしている。具体的には県が市町の対策担当者を招いてパトロールの実施や、管理が不十分なところでは設置方法の指導を年1回実施するなどである。このようなモデル地域を作って、他地域に普及させたい。

また、市町や県の担当者がサルの生態や群れについての知識が十分でないため、群れの識別や性・ 齢判別ができていないこともあり効果的な群れ管理を進めていくためにも、識別力の指導とともに 発信機を必ず装着して判別をフォローするなど体制を整えていきたいと考えている。

#### 3-7. 普及啓発

集落を対象とした、サルの特定計画の内容と防除方法を掲載しパンフレットを配布予定。研修に

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 現地指導チーム: 県内に6機関ある農林総合事務所内に設置されているチーム。被害対策の相談や現地 指導の支援、普及啓発を担うとともに、個体数調整の許可手続きを行うなど市町との直接のやりとりの 窓口となる。

ついては、集落環境点検(誘引物の除去、問題箇所の洗い出し、追い払いの実習)を年3回程度、 県の現地指導チームが企画して実施している。この他、被害が多い地域において、地域リーダー向 けに、防護柵による防除方法など対策の基本についての講習会を現地指導チームが年3回程度実施 している。また県(本庁)では鳥獣害対策講習会(地域リーダー育成)を年4回程度実施している。 来年度以降は捕獲についての研修も実施する予定である。

## 4. 特定計画策定の効果

県としてサル対策に乗り出したという姿勢を示せた。市町による温度差はあるにしても、対策への前向きな対応ができてきた。特に越前市、鯖江市など対策に熱心な市町も出てきている。

捕獲重視の市町の意見に対して、特定計画に基づいて被害対策を実施することの重要性について 説明が可能となった。それに伴って県出先事務所の現地指導チームにも対策についての意識が芽生 えた。地域実施計画策定市町では被害対策と捕獲とのバランスのとれた計画を確実に実施させてい くことが次の課題である。

### 5. 特定計画を進める上での課題

課題としては、サルのモニタリングと情報収集の体制づくり及び体制を機能させるための予算の確保。特に福井県ではシカやイノシシの被害が多く、交付金をサルへ配分することが困難であり、今年度は確保できなかった。来年度以降どのように確保していくかが課題。また、県や市町の職員へのサル対策の必要性への理解の促進も課題であり、普及、人材育成が重要。

### 6. ガイドライン、パンフレットについての要望

福井県の特定計画策定時に公開されたガイドライン素案は、特定計画の考え方を伝える上で図などを参考とした。県内部での説明の際には役立っている。一方で、科学的な論文が少なく、捕獲による群れの分裂の事例などを出せなかったところが弱いのではないか。状況証拠はあっても、科学的な根拠が示されるとなお良い。捕獲に関して様々な事例が出てきていると思うので、失敗事例も含めて紹介してほしい。

### Ⅱ. 山口県 (環境生活部自然保護課)

### 1. 特定計画の策定経緯

ニホンザルの生息数の増加や生息域の拡大に伴い、農業被害が深刻化するとともに、市街地など で人的被害等も発生していることから特定計画を策定した。

鳥獣保護管理法の改正により、保護と管理が分かれたため、管理を進める計画を作るにはタイミングが良かった。ただし、計画を策定しても予算獲得の根拠にはならないので、県の方針を示す程度の内容となっている。

#### 2. ニホンザルの群れの把握状況

H27 (2015) 年度に出没カレンダー調査を実施して、県内に生息する群れ数と各群れの加害レベル (加害レベルの判定基準はガイドラインに準拠) の把握を行った。

### 3. 計画の内容

#### 3-1. 目標及び目標達成のための基本的な考え方

管理の目標は、今後 10 年で適正な被害防除対策を講じた状況において、農林業被害や生活環境被害等が顕在化しない状態にすること、としている。

特定計画の管理目標にあげている「顕在化しない」という状態について具体的な数値目標などはない。農業被害については農林水産部で、生活環境被害については警察への通報件数などから情報収集しており、これらの数値、件数を見ていくことになるだろう。

県と市町との役割分担について、自然保護課は加害レベルや群れサイズなどを含めた生息状況や管理の考え方を示し、実行は市町となっている。県農林水産政策課は毎年度大学の研究者、国や県の担当者、研究機関、猟友会などの利害関係者や市町の代表などで構成する鳥獣被害防止対策協議会を開催するとともに、市町の鳥獣被害防止計画で実施する対策について財政等の支援を行っている。

また自然保護課では、関係する市町とニホンザル連絡協議会を毎年度開催することとしており、 その協議会で管理の方向性や考え方を共有する。特定計画が策定されたばかりなので、これから加 害レベルに応じた対策などが話し合われるだろう。

## 3-2. 個体数調整

計画に基づくニホンザルの個体数調整は実施していない。ニホンザルの捕獲は農林水産政策課が担当している。

## 3-3. モニタリング

モニタリングについては、出没カレンダー調査に協力してもらった市町の調査員に対し、サルの 目撃情報を記録してもらい、市町にその収集を依頼することを検討しているが、全ての市町から情 報が収集できるかは未定である。全県的な生息状況の把握は、予算的な都合から5年後の計画改定 の前に昨年度と同様の調査方法(出没カレンダー調査)で調査を実施することを考えている。その 調査の結果から加害レベルや群れ数の変化を見て、群れ数が増えていなければ良いのではないかと 考えている。計画の改定など重要な変更がある場合には、県のニホンザル対策検討会を開催する。 検討会は、学識経験者、利害関係者、行政機関からなる。

## 4. 特定計画策定の効果

約10年ぶりに生息状況調査が実施でき、群れ数や加害レベルが判明し、その結果を市町に示せたことがまずは計画策定のメリットと言える。市町には加害レベルから対策を実施する優先順位が判断できると説明しており、市町によっては加害レベルの高い群れを捕獲するよう捕獲艦の位置を変えたところもある。捕獲の効率化に調査結果を有効活用できたと言えるのではないか。

捕獲に関して、加害レベル低減のためと対外的に説明しやすい。

計画を策定したばかりで、被害状況や生息状況の変化などは不明。今後、目撃数などでモニタリングしていく予定。

#### 5. 特定計画を進める上での課題

捕獲頭数が増えても被害金額が減らないので、その関連を検証する必要がある。捕獲頭数と被害額はこれまで相関のある推移になっておらず、良い検証方法があるとよい。

高齢化した地域では、追い払いなどの実施が難しい。